

1. 鋼船規則 B 編及びその他関連規則における改正点の解説 (登録検査)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている事業所承認規則，鋼船規則 A 編，B 編，C 編，D 編，U 編，CSR-B&T 編，M 編，N 編，S 編，I 編，P 編，海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則（日本籍船舶用），無線設備規則（日本籍船舶用），居住衛生設備規則（日本籍船舶用），船体防汚システム規則，バラスト水管理設備規則，冷蔵設備規則，揚貨設備規則，潜水装置規則，自動化設備規則，船橋設備規則，機関予防保全設備規則，総合火災制御設備規則，船体監視システム規則，荷役集中監視制御設備規則，高速船規則，旅客船規則（外国籍船舶用）及び強化プラスチック船規則並びに関連検査要領及び船用材料・機器等の承認及び認定要領中，登録検査に関する事項について，その内容を解説する。なお，本改正は，2025 年 7 月 1 日から施行される。

2. 改正の背景

本会の鋼船の登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章は，本会の独自規定，国内規定，IMO や IACS 等の規定が混在しており，複雑な構成であった。加えて，登録検査に関する規定が検査要領，他章及び他規則に分散して規定されており，必要な検査要件全体を把握することが難しくなっていた。

上記状況を鑑みて，登録検査に関する鋼船規則 B 編 2 章の構成等を見直し，関連の規定を整理した。なお，本規則改正は従来の登録検査の規定を整理したものであり，規則，図面審査や検査等の要件の変更はしていない。

このため，上記改正事項の関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 B 編の他章並びに検査要領，鋼船規則他編及び他規則における関連規定を可能な限り鋼船規則 B 編 2 章に集約した。加えて，船舶の建造工程を考慮し，表 1 のとおり，一般的な要件，図面・書類の要件，検査の要件の順となるよう鋼船規則 B 編 2 章を構成した。

表 1 鋼船規則 B 編 2 章の構成

節・条	項目
2.1	製造中登録検査
2.1.1	一般
2.1.2	建造中管理
2.1.3	提出図面及び書類
2.1.4	船舶に保持すべき図面及び書類
2.1.5	船体コンストラクションファイルの保管
2.1.6	塗装及び耐食鋼テクニカルファイル
2.1.7	検査
2.2	製造後登録検査
2.2.1	一般
2.2.2	水圧試験及び水密試験等
2.3	登録事項の変更
2.3.1	改造検査

- (2) 登録検査に関わる提出図面や検査項目を表形式にまとめた。当該表の一覧は、表 2 のとおりである。なお、表 B2.1 から表 B2.6 までの表が図面及び書類に関する表、表 B2.7 から表 B2.13 が検査に関する表である。

表 2 鋼船規則 B 編 2 章の表一覧

表番号	表題
B2.1	図面及び書類 - 船体関係（一般）
B2.2	図面及び書類 - 機関関係
B2.3	図面及び書類 - 液化ガスばら積船関係
B2.4	図面及び書類 - 危険化学品ばら積船関係
B2.5	図面及び書類 - 低引火点燃料船関係
B2.6	船体コンストラクション（SCF） （SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶） に含めるべき情報の一覧
B2.7	検査 - 船体及び艀装
B2.8	検査 - 機関及び電気設備
B2.9	検査 - 防火構造，脱出設備及び消火設備
B2.10	検査 - ペイント工事
B2.11	検査 - 海上試運転
B2.12	検査 - 往復動内燃機関の出力試験
B2.13	傾斜試験の実施及び復原性資料の更新の要否

- (3) IMO や IACS 等の規定を改正上で明確化を行った。
- (4) 鋼船規則 B 編 2 章の構成や文言に合わせ、鋼船規則の他章及び他規則等の修正を行った。